

施策の方向性と現行制度

基本理念	基本方針	新 緑の基本計画			これまでの施策		担当課所	事業別シート	
		基本施策	個別施策	個別施策の位置・地区(案)	施策の分類	実施事業名			
みんなで そだてるみどり	みどりのパートナーづくりを推進します	みどりのパートナー育成 (公園管理、ボランティア団体等の育成、設立支援 等)	・公園愛護協会結成の促進 ・市民ボランティア協力の育成 ・ボランティアサポートプログラムなどの促進	秋田市全域	公園愛護協力会活動の充実 緑のボランティアの育成	花のあるまちづくり事業(協力員制度)	公園課	1 2	
		みどりのパートナー支援体制の整備 (新たなまちづくりファンドによる支援組織の設立 等)	・「花と緑の相談所」充実 ・緑あふれるまちづくり基金(仮称)創設による支援制度設立 ・苗木、花苗、プランターの交付・貸出 ・市民発意による花壇、ポケットパークづくりなど ・管理協定制度の導入 ・緑地管理機構制度の導入 ・市民参加による公園づくり(アダプト制度等の導入) など	秋田市全域	「花と緑の相談所」の充実 生垣用苗木交付の充実 花苗・プランター等貸出の充実 記念植樹の充実	花のあるまちづくり事業 緑化普及事業 花のあるまちづくり事業 緑化推進委員会	公園課 公園課 公園課 緑化推進委員会	3 4 5 6	
	みどりへの「気づき」づくりを推進します	緑化に関わる広報・PR推進 (緑化イベント、コンテストなどによる気づきづくり)	・緑の保全、公園利用などイベント開催 ・市民協働による活動団体紹介 など	秋田市全域	病虫害防除活動の充実 緑化のパンフレット等の発行 緑のイベントの開催 花壇コンテスト等の開催	樹木病虫害対策事業(松くい虫防除) 公園のパンフレットの作成 緑に関するイベントの開催 花いっぱい事業(花壇コンクール)	公園課 森林整備課 公園課 市民憲章	7 8 9 10	
		美しい秋田づくりの広報・PR推進 (美化、彩りのあるまちづくり)	・花壇、美化に関するイベント開催 など	秋田市全域	花のあるまちづくりの推進・拡充	花のあるまちづくり事業 (草花植栽プランター設置業務委託) (花壇植栽管理業務委託)	公園課	11 12	
みんなで つくるみどり	みどりの拠点づくりを進めます	都市公園の整備・充実	・住区基幹公園の整備拡充 ・都市基幹公園の整備拡充 ・大規模、特殊公園の整備拡充 など	既往住区基幹公園(街区公園219、近隣公園19、地区公園2) 既往都市基幹公園(総合公園5、運動公園1) 既往特殊公園(風致公園3、歴史公園1、墓園2、広域公園2、緑地7 広場1)	広域圏の緑の整備・拡充	都市公園整備事業 人にやさしい公園づくり再整備事業	公園課	13 14	
		多様な公園緑地の整備・再整備の促進	・街区公園のリニューアル(防災、バリアフリーなど) ・借地公園の促進 など	既往街区公園 牛島・仁井田地区、御野場・御所野地区、河辺地区、雄和地区 など					
		緑化重点地区の整備	・緑化重点地区の設定と整備	・秋田駅周辺地区、山王官公庁周辺地区(統合) ・土崎駅周辺地区(拡充) ・新屋駅周辺地区(拡充) ・牛島・仁井田地区、御野場・御所野地区(新規) ・河辺地区(新規:和田駅周辺) ・雄和地区(新規:石田・平沢地区周辺)					緑化重点地区整備事業
	水とみどりのネットワークづくりを進めます	河川を活かした水と緑のネットワークの整備	・雄物川、岩見川、旭川などによる水と緑のネットワーク構築 ・河川公園、河川緑地等の整備促進 ・多自然川づくりの推進	・秋田市中心市街地の風格ある緑化推進 ・「秋田の顔」千秋公園の整備拡充 ・緑化施設整備計画認定制度の導入 ・緑化地域制度の導入	・秋田駅周辺地区、山王官公庁周辺地区	河川空間の緑化	河川改修事業 河川環境整備事業	道路建設課 道路建設課	16 17
		道路を活かした緑のネットワークの整備	・秋田の風土に適した街路樹、道路植栽による連続性確保	・都市計画道路網	街路樹整備の拡充	街路・幹線道路事業	道路建設課	18	
	みどり豊かな生活環境づくりを進めます	公共用地の緑化推進	・公共建築物の緑化推進	・公共建築物、学校	公共建築物の緑化 学校緑化の拡充	公園課			
緑豊かな住宅地の創出		・地区計画等の区域内における緑化率規制制度 ・市民緑地制度の導入	・秋田市全域対象(緑化重点地区、新規開発住宅地域)	住宅地の緑化 工場地帯の緑化	緑化普及事業	公園課 工業労政課	19		
みんなで まもるみどり	樹林地、農地等、自然の緑の保全を図ります	地域の貴重な緑の保全	・特別緑地保全地区の指定による保全	・風致地区において行政による買い上げを行い保全すべき地域 (例:金照寺山、手形山、城跡、浜ナシ山風致地区 等)	開発行為等に伴う指導	自然環境保全事業	環境保全課	21	
			・緑地保全地域の指定による保全	・都市計画区域内における保全すべき緑地 (風致地区との重複を可能とする。)					
			・開発行為に伴う指導	・秋田市全域(都市計画区域、農用地、森林 他)					
	樹林地の保全	・保安林の指定継続	・既往保安林	農林業地の保全	住宅地の緑化 工場地帯の緑化	緑化普及事業	公園課 工業労政課	20	
		・風致地区の指定 など	・既往風致地区(9地区 1664.5ha)						
	農地の保全	・農業振興地域農用地区域の指定継続	・既往農業振興地域	農林業地の保全	住宅地の緑化 工場地帯の緑化	緑化普及事業	公園課 工業労政課	20	
		・生産緑地地区の指定による保全	・市街化区域内の農地(耕作放棄時の買い取り等)						
	生態系に配慮して地域の緑を守り活用します	近郊樹林地等の保全	・里地里山の保全	・都市近郊樹林地	近郊樹林地等の保全 (里地里山の保全)	里地里山事業	森林整備課	30	
			・保存樹の保全	・既往保存樹	保存樹の保全	保存樹管理事業	公園課	32	
			・社寺林の保全	・社寺林(鎮守の森)	社寺林(鎮守の森)の保全	やすらぎの森整備事業	公園課	33	
・保安林の指定継続			・既往保安林						
・近郊樹林地の景観保全など			・海岸樹林地等の保全	道路景観・樹林地の保全	松くい虫防除事業	森林整備課	34		
			・樹林地等景観保全	道路景観の保全	道路緑化整備事業	道路維持課	35		
・森林公園等の整備・拡充			・森林公園の整備拡充 など	・既往森林公園	森林公園等の整備・拡充	市民の森造成事業	森林整備課	36	

赤字が都市緑地法の改正、新たな事業などにより追加される施策